



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 エヌ・デーソフトウェア株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐 藤 廣 志
(コード：3794、東証第二部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 猪 股 実
(TEL. 0238-47-3477)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 38 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営の透明性を一層向上させることを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 23 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 23 日 (予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 当社は、エヌ・デーソフトウェア株式会社と称し、英文では <u>ND Software co.,Ltd.</u> と表示する。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 当社は、エヌ・デーソフトウェア株式会社と称し、英文では <u>ND Software Co.,Ltd.</u> と表示する。</p>
第 2 条～第 3 条 (記載省略)	第 2 条～第 3 条 (現行どおり)
<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
第 5 条～第 1 8 条 (記載省略)	第 5 条～第 1 8 条 (現行どおり)
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 1 9 条 当社の取締役は、1 5 名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 1 9 条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u> は、1 5 名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、6 名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 2 0 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 2 0 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任期)</p> <p>第 2 1 条 取締役の任期は、選任後 <u>2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第 2 1 条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時ま</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>でとする。</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
第23条～第24条 (記載省略)	第23条～第24条 (現行どおり)
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第26条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
第26条 (記載省略)	第27条 (現行どおり)
(新設)	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p><u>第28条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p>(取締役への委任)</p> <p><u>第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事の経過の要領およ</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事の経過の要領お</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>びその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席取締役ならびに監査役がこれに記名押印または署名（電子署名を含む）を行う。</p>	<p>よびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席取締役がこれに記名押印または署名（電子署名を含む）を行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第31条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席監査等委員がこれに記名押印または署名（電子署名を含む）を行う。</u></p>
<p>第28条（記載省略）</p>	<p>第32条（現行どおり）</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第34条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 <u>(員数)</u> 第30条 当会社の監査役は、8名以内とする。</p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p><u>(選任方法)</u> 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(任期)</u> 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>第6章 会計監査人 第38条 (記載省略)</p>	<p>第5章 会計監査人 第35条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算 第39条～第42条 (記載省略)</p>	<p>第6章 計算 第36条～39条 (現行どおり)</p>
	<p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>1. <u>当社は、第38回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>第38回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。</u></p>

以上